

パワーハラスメントの防止に関する規程

(目的)

第1条 このパワーハラスメント防止に関する規程は、社会福祉法人社会福祉協議会（以下「本会」という。）就業規則第16条の規定に基づき、本会職場内におけるパワーハラスメントの防止に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 パワーハラスメントとは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいう。

2 前項の職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景にとは、直属の上司はもちろんのこと、直属の上司以外であっても、先輩後輩関係など人間関係により、相手に対して実質的に影響力を持つ場合のほか、キャリアや技能に差のある同僚や部下が実質的に影響力を持つ場合を含むものとする。

3 第1項の職場とは、職員が業務を遂行するすべての場所をいい、また、就業時間内に限らず実質的に職場の延長とみなされる就業時間外を含むものとする。

4 この規程の適用を受ける職員には、正職員のみならず、嘱託職員、非常勤職員等名称のいかんを問わず本会に雇用されているすべての職員を含むものとする。

(禁止行為)

第3条 前条第1項の規定に該当する行為を禁止する。

2 上司は、部下である職員がパワーハラスメントを受けている事実を認めながら、これを黙認する行為をしてはならない。

(懲戒)

第4条 前条に定める禁止行為に該当する事実が認められた場合は、本会就業規則第42条及び第43条に基づき懲戒処分の対象とする。

(相談及び苦情への対応)

第5条 パワーハラスメントに関する相談及び苦情の相談窓口は、本会各課で設けるとし、その責任者は本会事務局長（以下「事務局長」という。）とする。事務局長は、各課の相談窓口担当者の名前を人事異動等の変更の都度、周知するとともに、相談窓口担当者に対して必要な研修に参加させるものとする。

2 パワーハラスメントの被害者に限らず、すべての職員は、パワーハラスメントに関する相談及び苦情を相談窓口担当者に申し出ることができる。

3 相談窓口担当者は、前項の申し出を受けたときは、相談者からの事実確認の後、所属長へ報告し、所属長は事務局長へ報告する。事務局長又は所属長は、報告に基づき、相談者のプライバシーに配慮した上で、必要に応じて行為者、被害者、上司並びに他の職員等に事実関係を聴取する。

4 前項の聴取を求められた職員は、正当な理由なくこれを拒むことはできない。

5 事務局長は、問題解決のための措置として、前条による懲戒処分の他、行為者の異動等被害者の労働条件及び就業環境を改善するために必要な措置を講じる。

6 相談及び苦情への対応に当たっては、関係者のプライバシーは保護されるとともに、相談をしたこと、又は事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取扱いは行わない。

(再発防止の義務)

第6条 事務局長は、パワーハラスメントの事案が生じた時は、周知の再徹底及び研修の実施、事案発生の原因と再発防止等、適切な再発防止策を講じなければならない。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、パワーハラスメントの防止に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。